

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく以下の事務 1. 後期高齢者医療被保険者の徴収に関する事務 2. 後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握 3. 広域連合より受領した賦課情報を元に期割りをを行い、被保険者への納付書および通知書の発行
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市市民部国保医療課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	顔認証及びパスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I -5-② 所属	国保医療課長 細川 哲郎	課長	事後	
令和1年6月14日	I -7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II -1 いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II -2 いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV-2 特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-3 特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II -1 いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II -2 いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	IV-8 監査	—	○外部監査	事後	
令和3年9月1日	I -4-② 法令上の根拠	19条第7号	19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II -1 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II -2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV-8 監査	外部監査	内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-1-③ システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収納消込システム 5. 滞納整理システム	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和7年12月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	保険料情報ファイル	後期高齢者医療保険制度ファイル	事後	
令和7年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一59の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) 第46条	番号法第9条第1項及び別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第46条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年12月1日	I-4 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二の82の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下 「別表第二省令」という。)第43条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二の80、83の項 別表第二省令第43条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表117の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の表115の項	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年12月1日	I-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号(特定 個人情報の提供の制限)及び別表第二の82の 項行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下 「別表第二省令」という。)第43条(情報提供の 根拠)番号法第19条第8号(特定個人情報の提 供の制限)及び別表第二の80、83の項別表第 二省令第43条	削除	事後	
令和7年12月1日	I-8 連絡先	0896-28-6020	0896-28-6017	事後	
令和7年12月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV-6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年12月1日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年12月1日	IV-11 最も優先度が高いと考 えられる対策	—	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和8年8月3日	II-1 いつの時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月3日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和7年12月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	